

[1-C-01] カーシェアリングの普及促進事業

分類	TDM(交通需要マネジメント)																						
細分類	カーシェアリング																						
実施主体	民間カーシェアリング事業者(県はカーシェアリングの公務利用による普及促進)																						
実施時期(期間)	平成18年1月から公務利用の開始、県央・湘南都市圏への展開																						
対象地域	県内全域																						
実施段階	実施中																						
実施目的	<p>県がカーシェアリングを公務で活用することにより、民間カーシェアリング事業者の利用者となることで、カーシェアリングの普及促進を行うことを目的としている。今後、県央・湘南都市圏への展開、さらには県西地域など県全域にネットワークを拡大し、鉄道など公共交通と連携させることで利便性の向上や環境負荷の低減を図っていききたい。</p>																						
コスト及び財源	事業運営費として県の負担無(利用料金は一般財源)																						
実施概要	<p><平成17年度以降の取組み></p> <p>1 取組みの方向性</p> <p>今後は、この取組みを実験から実施に移行するべく、民間カーシェアリング事業者の車両を利用することにより、カーシェアリングの支援、普及を図る。</p> <p><平成16年度と平成17年度以降の取組の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業運営</td> <td>エコ・パークアンドライド推進協議会</td> <td>民間カーシェアリング事業者</td> </tr> <tr> <td>事業運営費(神奈川県)</td> <td>推進協議会負担金として支出 C=5,800千円</td> <td>事業運営費としての負担無</td> </tr> <tr> <td>車両の配置</td> <td>推進協議会にて車両をリース</td> <td>民間事業者車両を配置</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>推進協議会にて無償借り受け</td> <td>民間駐車場の借上げ</td> </tr> <tr> <td>県所属利用時の利用料金</td> <td>無料(協議会にて負担)</td> <td>使用料にて支出</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td>朝夕利用市民(固定)、日中利用企業(固定)厚木南合同庁舎県3所屬</td> <td>民間事業者会員(市民・企業・行政)</td> </tr> </tbody> </table>			平成16年度	平成17年度以降	事業運営	エコ・パークアンドライド推進協議会	民間カーシェアリング事業者	事業運営費(神奈川県)	推進協議会負担金として支出 C=5,800千円	事業運営費としての負担無	車両の配置	推進協議会にて車両をリース	民間事業者車両を配置	駐車場	推進協議会にて無償借り受け	民間駐車場の借上げ	県所属利用時の利用料金	無料(協議会にて負担)	使用料にて支出	利用者	朝夕利用市民(固定)、日中利用企業(固定)厚木南合同庁舎県3所屬	民間事業者会員(市民・企業・行政)
		平成16年度	平成17年度以降																				
	事業運営	エコ・パークアンドライド推進協議会	民間カーシェアリング事業者																				
	事業運営費(神奈川県)	推進協議会負担金として支出 C=5,800千円	事業運営費としての負担無																				
	車両の配置	推進協議会にて車両をリース	民間事業者車両を配置																				
	駐車場	推進協議会にて無償借り受け	民間駐車場の借上げ																				
	県所属利用時の利用料金	無料(協議会にて負担)	使用料にて支出																				
	利用者	朝夕利用市民(固定)、日中利用企業(固定)厚木南合同庁舎県3所屬	民間事業者会員(市民・企業・行政)																				
	<p>2 検討体制</p> <p>カーシェアリングの取組みに対する検討体制として、県土整備部内関係課(県土整備総務課、県土整備経理課、都市計画課)をメンバーとする「カーシェアリング車両の利用に係る調整会議」を平成17年4月に設置。</p> <p>4~8月までに3回の会議を開催し、サービス、駐車場の使用、予算の3つの課題に対して、対応方策の検討を行った。それにより、カーシェアリング車両利用に係るサービス、予算に関しては整理がついたので、県内への民間事業者による早期の車両の配置を誘導し、カーシェアリングの普及啓発を図る。</p>																						
	<p>3 カーシェアリングの推進(構造改革特区の活用+公務利用による事業支援)</p> <p>(1)構造改革特区の認定</p> <p>交通需要マネジメントの施策の一つであるカーシェアリング(自動車の共同利用)の一層の普及を図るため、「神奈川県カーシェアリング利用促進特区」の認定申請を10月5日に行い、11月22日に、内閣総理大臣より認定を受けた。</p> <p>※神奈川県カーシェアリング利用促進特区は、平成18年4月から、全国化となった。</p>																						
<p>(ア)特区概要</p> <p>自家用自動車の使用を抑制し、自動車の使用に起因する環境への影響の低減を図ることを目的とした、カーシェアリング事業に関する規制の緩和。</p>																							
<p>(イ)規制緩和の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人での自動車の貸出しが可能 ・許可事務の簡素化(許可手続期間短縮等) 																							
<p>(ウ)本県への特区制度導入の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなカーシェアリング事業者の参入促進 ・交通政策としての交通需要マネジメントの普及促進 																							

(2)公務利用による事業支援

(ア)県が取り組むねらい

- ・環境への取組み姿勢をPR
- ・先導的取組みによる利用者拡大

(イ)利用開始状況

- ・厚木土木事務所:平成18年1月4日～
- ・相模原土木事務所:平成18年3月1日～22年3月31日
- ・藤沢土木事務所:平成20年9月1日～24年3月31日



公務での利用状況

カーシェアリング利用状況(H29.3末時点)

年度	利用回数				利用時間(分)				利用距離(km)				利用料金(円)				請求額(円)			
	厚木	相模原	藤沢	計	厚木	相模原	藤沢	計	厚木	相模原	藤沢	計	厚木	相模原	藤沢	計	厚木	相模原	藤沢	計
H17	39	9		48	5,730	1,515		7,245	995.8	198.5		1,194.3	60,121	15,857		75,978	107,371	31,607		138,978
H18	168	29		197	25,128	4,680		29,808	4,670.0	744.5		5,414.5	303,949	52,080		356,029	485,249	232,610		717,859
H19	124	23		147	18,608	4,485		23,093	4,014.0	612.6		4,626.6	271,902	54,630		326,532	430,662	204,410		635,072
H20	120	7	32	159	15,776	1,230	4,935	21,941	3,152.0	183.1	718	4,052.6	264,356	15,714	64,168	344,238	392,116	143,474	134,028	669,618
H21	135	4	34	173	17,596	810	5,183	23,589	2,810.0	79.0	671	3,560.4	329,566	10,902	74,510	414,978	415,326	88,662	160,270	664,258
H22	78		15	93	10,175		3,780	13,955	1,875.0		425	2,300.0	178,145		54,551	232,696	209,005		85,411	294,416
H23	43		35	78	5,327		8,865	14,192	1,191.0		877	2,068.0	102,960		113,955	216,915	126,960		137,955	264,915
H24	28			28	3,425			3,425	786.0			786.0	65,590			65,590	65,590			65,590
H25	15			15	2,143			2,143	496.0			496.0	39,640			39,640	39,640			39,640
H26	6			6	740			740	219.0			219.0	19,685			19,685	19,685			19,685
H27	11			11	1,601			1,601	384.0			384.0	32,960			32,960	32,960			32,960
H28	3			3	377			377	92.0			92.0	7,980			7,980	7,980			7,980

※ 相模原市の政令指定都市移行(H22.4.1)に伴い、相模原土木事務所廃止

4 今後の方針

県土整備局土木事務所(厚木地区)で利用することにより、普及促進を図り、県央都市圏でのカーシェアリング事業の定着を図る。

実施結果	上記、「カーシェアリング利用状況(H28.3 末時点)」のとおり。
その他課題等	カーシェアリングの公務利用による定量的な効果の把握手法の確立
類似事例	カーシェアリングに関する構造改革特区制度認定状況 認定済み: 広島県、北九州市、札幌市、愛知県、福岡市、神奈川県
連絡先	神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課 交通企画グループ 電話045-210-1111 内線6183
備考	